

整備拡充方針

〔三面からお読みください〕

(4) 職員

ア 本館の館長は必ず専任常勤とし、分館の館長も専任常勤を原則とする。

イ 公民館には、その事業を実際に担当する職員としての「公民館主事」と庶務的業務の実際を担当する職員と必ず置き、いずれも専任常勤とする。

() は新築、改築すべき数を示す。

は、中央館にはそれぞれ2名以上、地区館および分館にはそれぞれ1名以上置くものとする。

エ 本館には、以上の職員のほかに、単純な労務に従事する職員を置くことが望ましい。

★名とする。その場合の年度別総数は第9表のとおりである。

3. 経費

(1) 施設

第7表で示した新築または改築すべき公民館数のうち、その建築延面積を中央館では平均594m²(180坪)とし分館では330m²(100坪)とする。

また、建築費の単価(33m²1坪)を中央館では10万円とし、分館では8万円とする。

なお、建築費の補助額を1館あたり国は200万円とし、県は100万円とする。その場合の年度別国、県、市町村の経費負担は第10表のとおりである。

(2) 職員

公民館職員の本俸平均月額は、館長35,000円、公民館主事28,000円、事務職員20,000円程度とすることが望ましい。

しかし、これは市町村の現状としてかなり困難なことと思われるのでの実現には国の適切な措置をまたなければならないまい。

第6表

設置を必要とする公民館数

市町村数・学校数	要設置館数	既設館数	増減	
市町村	中央館	116	109	- 7
中学校	地区館	267	73	- 197
小学校	分館	437	647	+ 210

第7表

年度別設置および整備公民館数

種別	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
本館	104	109	113(5)	111(6)	112(6)	113(8)	114(10)	115(10)	116(10)	116(2)
地区館	100	73	77	82	87	94	105	112	121	130
計	204	182	187	193	199	207	217	227	237	246
分館	613	647	641(2)	634(2)	627(2)	628(3)	606(5)	595(5)	584(5)	574(5)
合計	817	829	823(7)	827(8)	826(8)	825(11)	823(15)	822(15)	821(15)	820(15)

才 公民館の専任常勤職員の年度別着加数は、毎年度平均、39年度までは市町村数の2分の1にあたる58名、40年度から42年度までは市町村の3分の2にあたる77名、43年度から45年度までは市町村数にあたる116★

第8表

確保すべき公民館職員数

人口区分	種別	要設置館数	館長		公民館主事		事務職員	
			1館数	計	1館数	計	1館数	計
3万以下	中央館	96	1	96	2	192	2	192
	地区館	122	1	122	1	122	1	122
	分館	265	1	265	1	265	1	265
3万~5万	中央館	13	1	13	3	39	2	26
	地区館	63	1	63	2	126	2	126
	分館	92	1	92	1	92	1	92
5万以上	中央館	7	1	7	4	28	3	21
	地区館	87	1	87	2	174	2	174
	分館	80	1	80	1	80	1	80
計	中央館	116		116		259		239
	地区館	267		267		422		422
	分館	437		437		437		437
	総計		823	820		1,118		1,098

第9表

年度別専任常勤職員数

年度	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
職員数	251	291	349	407	484	561	638	754	870	986

第10表

年度別建築費負担額

単位千円

年度	39			40			41		
	種別	本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館
(要整備館数)	(6)	(2)	(6)	(2)	(8)	(3)			
国補金額	12,000	4,000	12,000	4,300	16,000	6,000			
県	6,000	2,000	6,000	2,000	8,000	3,000			
市町村負担	90,000	10,000	90,000	10,000	120,000	15,000			

予算化への努力が力キ

ここに載せた「県公民館の整備拡充方針」は、「県長期総合教育計画」の一環としての「社会教育施設の整備拡充方針」の一連のなかに示めされているものであらましである。

かつて本会では、主事会の要望事項をまとめた「公民館設置選定基準案」¹³より、「県公民館整備条例案」を作成し、県教委に提出、実現への陳情を行なっていったが、これに対する県の方針の一面向が、このようなかたちで表われてきたと理解してもよいものと思う。本会では今後は、県がこの基方針にのっとり、何らかの具体的な打開策を示すことと、明確な予算化への努力がなされることを望んでおり、本会においても側面からの強力な協力体制を整える必要があるものと思われる。

県公民館の

1. 現況

- (1) 公民館数を単に市町村数に比較しての設置率はきわめて良好である。しかし、新築による独立本館ははなはだ少なく他の施設の転用や、役場、学校その他の施設に併用されているものがあることが多い。
 また、独立本館のうちその大部分が木造であって、しかも30年以上経過した老朽施設が約2割に及んでいる。
- (2) 公民館の設備もはなはだ乏しく、殊に時代の進展に即応するような近代的設備や、住民に魅力をもたらせるような器材器具が不十分である。
- (3) 公民館の職員数が全般に少なく、特に専任常勤者が少ないうえ、その待遇がきわめて低い。

2. 計画

(1) 配置

第1表 公民館設置状況

本館			分館			合計							
独立	併置	計	独立	併置	計								
新築	転用	計	新築	転用	計								
18	45	63	87	14	18	119	182	93	81	174	473	647	829

第2表 公民館(本館)建築状況

本館総数		老朽公民館		独立本館坪				
木造	鉄筋	計	年30~50未満	年50以上	計			
182	3	182	17	19	36	32	31	63

第3表 公民館職員数

	職員総数		平均職員数		
	本館	分館	本館	分館	
常勤	430	256	686	2.4	0.4
(同上専任)	(230)	(61)	(291)	(1.3)	(0.1)
非常勤	217	731	948	1.1	1.1
計	647	987	1,634	3.5	1.5

第4表 職名別本館職員数

	館長	副館長	主事	その他職員	計
	常勤				
常勤	53	4	205	168	430
(同上専任)	(16)	(1)	(127)	(86)	(230)
非常勤	125	50	19	23	217
計	178	54	224	191	647

第5表 職名別本俸月額別本館常勤(専任)職員数 (単位千円)

区分	10未満	10~15	15~20	20~25	25~30	30~35	35~40	40~45	45~以上	計
館長	1	1	1	4	2	3	2	14		
副館長									1	
主事	7	24	44	27	16	1				119
その他職員	35	26	15	5					81	
計	42	51	60	33	20	4	3	2	215	

(注) 常勤(専任)職員230名のうち15名未回答

ア 各市町村の中学校区毎に本館を、小学校区毎に分館を設置することを原則とする。ただし本館の置かれている小学校区には分館を置かない。

イ 各市町村の本館のうち、道館および連絡等の便に恵まれている一館を中央館にあてる。

ウ 現在の不足中央館7不足地区館197、計204は分館の過多数210の中から昇格せしめて充足する。

(2) 施設

ア 本館はすべて独立専用する。

イ 本館の面積は、標準792m²(240坪)とし、最低を396m²(120坪)とする。

ウ 中央館の面積は、人口3万未満の市町村では398m²(120坪)以上、3万以上6万未満では594m²(180坪)以上、5万以上では792m²(240坪)以上とする。

エ 現在の本館のうち、他施設との併設館119の独立化を図るとともに、転用施設45、老朽施設36の新築をすすめる。

オ 現在の独立本館63のうち、特に国の基準330m²(100坪)以下の32について、新築または改築、増築を図るようすすめる。

(3) 設備

ア 設備の現状からみて特に図書、展示用器材器具、実験実習用器材、楽器、視聴覚器具、教材等の整備充実に努める。

イ 中央館には1台以上の移動公民館を備えるものとする。

